

新 政 第 2 3 号
令和 4 年 4 月 1 4 日

各区自治協議会
会長 様

新潟市長 中原 八一
(担当 政策調整課)

新潟市総合計画審議会委員の推薦について（依頼）

日頃、市政の運営についてご指導、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、新潟市の市政運営における最上位計画であり、これからのまちづくりの方向性を示す次期総合計画の策定を進めております。

つきましては、総合計画素案をご審議いただくため、「新潟市総合計画審議会委員」として貴団体より 1 名ご就任いただきたく、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

推薦にあたりましては、女性の推薦について可能な限りご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、別紙「推薦書」、「承諾書」、「本人事項届出書」及び「部会希望調査票」を令和 4 年 5 月 2 7 日（金）までにご返送いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 委嘱期間 第 1 回全体会の開催日（令和 4 年 6 月下旬）から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで
（審議は令和 4 年 6 月から 1 0 月頃までの予定。）
- 2 会議開催 6 回程度 各回 2 ～ 3 時間程度、主に平日昼間
（会場は市役所本庁舎の会議室等を予定）
- 3 報酬額 1 日 1 3 , 0 0 0 円（交通費含む）
- 4 その他 委員は、区自治協議会の皆さまのほか、学識経験者や各種団体、公募市民、関係行政機関の職員など 4 5 人以内で構成されます。

担当：新潟市政策企画部政策調整課

相川・内田

Tel 025-226-2066（直通）

FAX 025-224-3850

メール seicho@city.niigata.lg.jp

新潟市総合計画審議会の設置について

新潟市のまちづくりの方向性を示す次期総合計画の策定にあたり、新潟市総合計画審議会を設置します。

1 総合計画審議会の役割

- 総合計画審議会は、新潟市附属機関設置条例に基づき、総合計画策定の際に設置されるもので、市長の諮問に応じ、総合計画の素案を審議、答申する機関である。
- 次期総合計画の策定にあたり、学識経験者のほか、各種分野で活動する団体の代表、地域の代表、公募市民など、幅広い分野の委員を選任し、専門性や分野別の見識に加え、市民の視点などから意見をいただくことを目的とする。

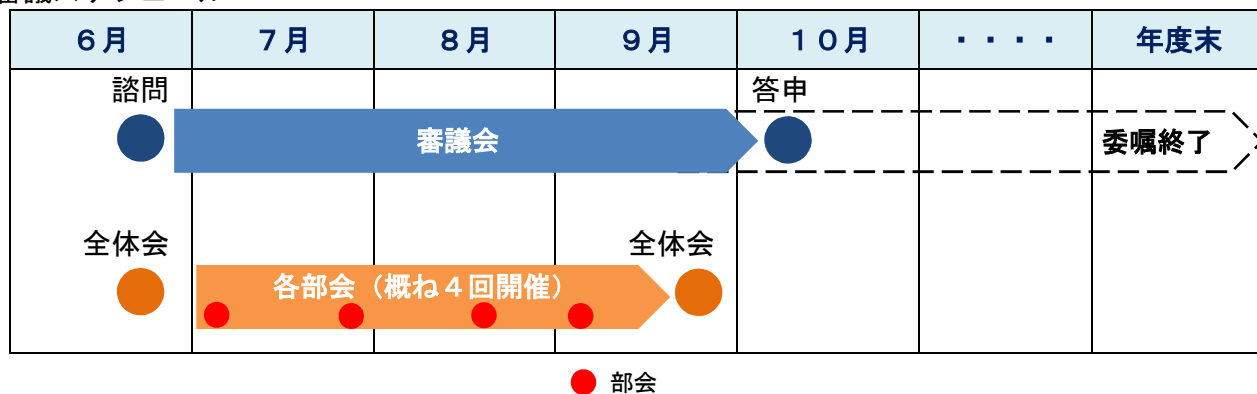
2 委員の人数

審議会委員については、「新潟市総合計画審議会規則」より、45人以内で組織する。
(学識経験者、各分野団体、地域団体、公募市民、関係行政機関の職員)

3 委員の委嘱期間

第1回全体会の開催日(令和4年6月下旬)から令和5年3月31日
(審議は6月下旬から10月頃を予定)

4 審議スケジュール



5 会議の進め方

- 会議開催時間：主に平日の昼間(2～3時間程度)
- 会場：新潟市役所本庁舎の会議室等
- 全体会(2回)：審議会委員全員で審議を行う。
 - 委員委嘱、諮問、基本構想・総論・区ビジョン基本方針の審議、答申案の審議等
- 部会(概ね4回開催)：審議分野別に4部会設置し、審議を行う。
 - ※このほか、部会長会議にて全体調整を行う。(部会長は委員の互選により決定)

6 その他

- 報酬：1日 13,000円

1 次期総合計画の構成

※審議会では、基本構想と基本計画(赤枠部分)の審議を行う。

計画構成

基本構想、基本計画、実施計画の3層構造（現行計画と同様）

審議会諮問・議決対象

基本構想

… 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想

基本計画

… 基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるもの

実施計画

… 基本計画で示した施策を実現するための具体的な取り組み

基本構想・基本計画の計画期間

令和5年度(2023年度)～令和12年度(2030年度)の8年間

社会環境の変化や新たな課題に対応するため、計画期間の中間である令和8年度(2026年度)に見直しを行う予定

新潟市総合計画と区ビジョンまちづくり計画の関係と概要

【区ビジョン基本方針とは】

- 区の将来像や目指す方向性などを示すもの
- 新潟市総合計画の「基本計画」の一部として策定される
⇒ 総合計画審議会における審議内容に含まれる。

次期総合計画

基本構想

基本計画

区ビジョン基本方針

実施計画

【区ビジョンまちづくり計画とは】

- 「基本計画」と「実施計画」で構成され、うち「基本計画」は、区ビジョン基本方針を踏まえ、より具体的な取り組みの方向性を示すもの
- 計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間

区ビジョンまちづくり計画

基本計画

実施計画

上記で示した施策を実現するための具体的な取り組み(別冊)

附属機関等の委員候補者の推薦にあたって(お願い)

新潟市では、附属機関等の委員選任にあたり、できるだけ幅広く市民意見を市政に反映させるため、「新潟市附属機関等に関する指針」第5条第1項各号の規定に基づいた委員の選任を行っています。

委員候補者の推薦にあたりましては、本指針の趣旨をご理解いただき、**女性の推薦について、可能な限りご配慮賜りますようお願い申し上げます。**

新潟市附属機関等に関する指針(抜粋)

(委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、20人以内とする。
- (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」に基づき、**女性委員の割合が45%以上となるよう努めるものとする。**
- (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
- (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
- (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
- (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
- (7) 委員の一部は、公募により選任する。